

(参考資料 2)

自然環境保全協定について「活動拠点整備工事」と

「トンネル掘削工事」を別に締結するとした理由

2018年8月24日、静岡県中央新幹線対策本部長からJR東海宇野副社長あての文書において、

「リニア中央新幹線建設工事に係る**宿舎・事務所等工事**と林道東俣線改良工事（落石対策と待避所設置を除く）は、**本体工事（トンネル工事）の準備段階の工事**であり、**大きな土地の改変を伴わないことから、大井川水系の水資源及び南アルプスの自然環境保全に著しい影響を与えるとは考えにくいと判断します。**よって、**本体工事とは切り離し、準備段階の工事として受忍します。**」
とした。

これに伴い、県とJR東海の間で、自然環境保全協定の取り扱いについて協議した結果、**宿舎・事務所等工事のための用地造成については、4.9haであるため、自然環境保全協定の締結は不要とした。**

県としては、この時点で、**宿舎・事務所等工事のための用地造成（活動拠点整備工事）とトンネル掘削工事（トンネル坑口、濁水処理施設等のための用地造成を含む）は、異なる開発行為であり、また、トンネル坑口整備等はトンネル掘削工事の一部であると整理した。**

(静岡県中央新幹線対策本部)